

外務省 御中

在外公館におけるマイナンバーカードの交付業務等に係る調査業務

最終報告（概要版）

株式会社野村総合研究所
システムコンサルティング事業本部
社会ITコンサルティング部

2021年09月21日



1. マイナンバーカード交付等業務

1. マイナンバーカード交付等業務

マイナンバーカード交付等業務における外務省の対応方針

ご参考
(中間報告の再掲)

- 今後、法制度面、システム面の両面から総務省と協議を行ったうえで、外務省の対応を決定する必要がある。

総務省と協議が必要な事項

外務省が取り得る対応

<法制度面>

現時点の関連法では、国外転出者に対しては、マイナンバーカード及び電子証明書を本籍地市町村が交付することになっているところ、外務省の関わり方をどのように法整備するか。

<システム面>

マイナンバーカードを交付する上で必要となる統合端末の設置要件（住基ネットワーク回線による接続を含む）が外務省の環境に適合するか。

統合端末を使わない業務 「取り次ぎ」のみ行う

本籍地市町村が国外転出者のマイナンバーカード交付等を行い、外務省は「取り次ぎ」を行う。

統合端末を使う業務 を含めて代行する

外務省が国外転出者にマイナンバーカード交付等を行う。
(本籍地市町村の代理)

対応 1

在外公館が取り次ぎを行い、マイナンバーカードの手交を行う。
(各種手続の申請は対応しない)

対応 2

在外公館が取り次ぎを行い、マイナンバーカードに係る申請受付・手交を行う。

対応 3

統合端末：本省のみ

本省が本籍地市町村の代理でマイナンバーカード交付等を行い、在外公館で申請受付・手交を行う。

対応 4

統合端末：在外公館

在外公館が本籍地市町村の代理でマイナンバーカード交付等を行う。

業務 関与	統合 端末
低	無
	無
	本省のみ
高	在外公館

1. マイナンバーカード交付等業務

対応パターンの特徴

■ 外務省の対応パターンについて、国外転出者・外務省の両視点から特徴を検討した。

検討の観点			対応 1・2	対応 3	対応 4
国外転出者の視点	① 手続の所要期間 (想定)	新規交付・MNカード更新	約2か月2週間	約2か月1週間	約2か月1週間
		電子証明書更新	約2か月3週間	約2か月1週間	約1日間
	② 出頭回数	新規交付・MNカード更新	郵便事情が良い地域：1回 郵便事情が悪い地域：オンライン申請が実現できれば1回		1回
		電子証明書更新	郵便事情が良い地域：1回 郵便事情が悪い地域：2回		1回
	③ コスト		郵送コストを官側負担とした場合は申請者負担ゼロ。 ただし、在外公館への出頭コストは必要。		
外務省の視点	① 業務量	在外公館（1公館あたり）	約2時間/日	約2時間/日	約3時間/日
		本省	最大約25人の専任体制	最大約50人の専任体制	最大約25人の専任体制
	② コスト (概算)	初期費用	2億数千円程度	3～4億円程度	7～12億円程度
		運用費用	1億円度/年	2億円程度/年	5～10億円程度/年
		その他	いずれの対応でも、マイナンバーカード等を扱うために、技術的基準等に準拠した各種セキュリティ対策に係る費用が発生するが、上記費用には含まれていない		

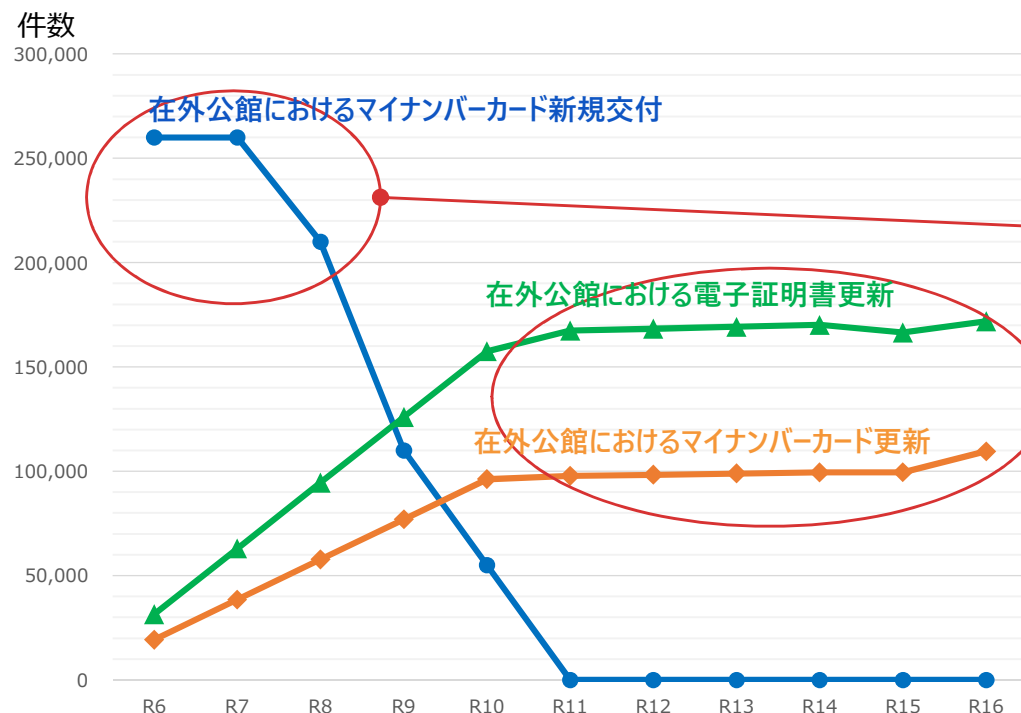
制度開始後、当面の申請件数が多いと想定される
マイナンバーカード新規交付では、対応パターンの違いによる国外転出者への影響はあまりない。

マイナンバーカードを持つ国外転出者の増加に伴い申請件数が増加する
電子証明書更新では、対応 4 のみ即日交付が可能であるため、国外転出者のメリットが大きい。

1. マイナンバーカード交付等業務 外務省が取るべき対応について

- 総務省統計の国外転出者数を踏まえて、マイナンバーカード国外継続利用制度の利用者数の試算を実施した。

マイナンバーカード国外継続利用制度の利用者数（予測）



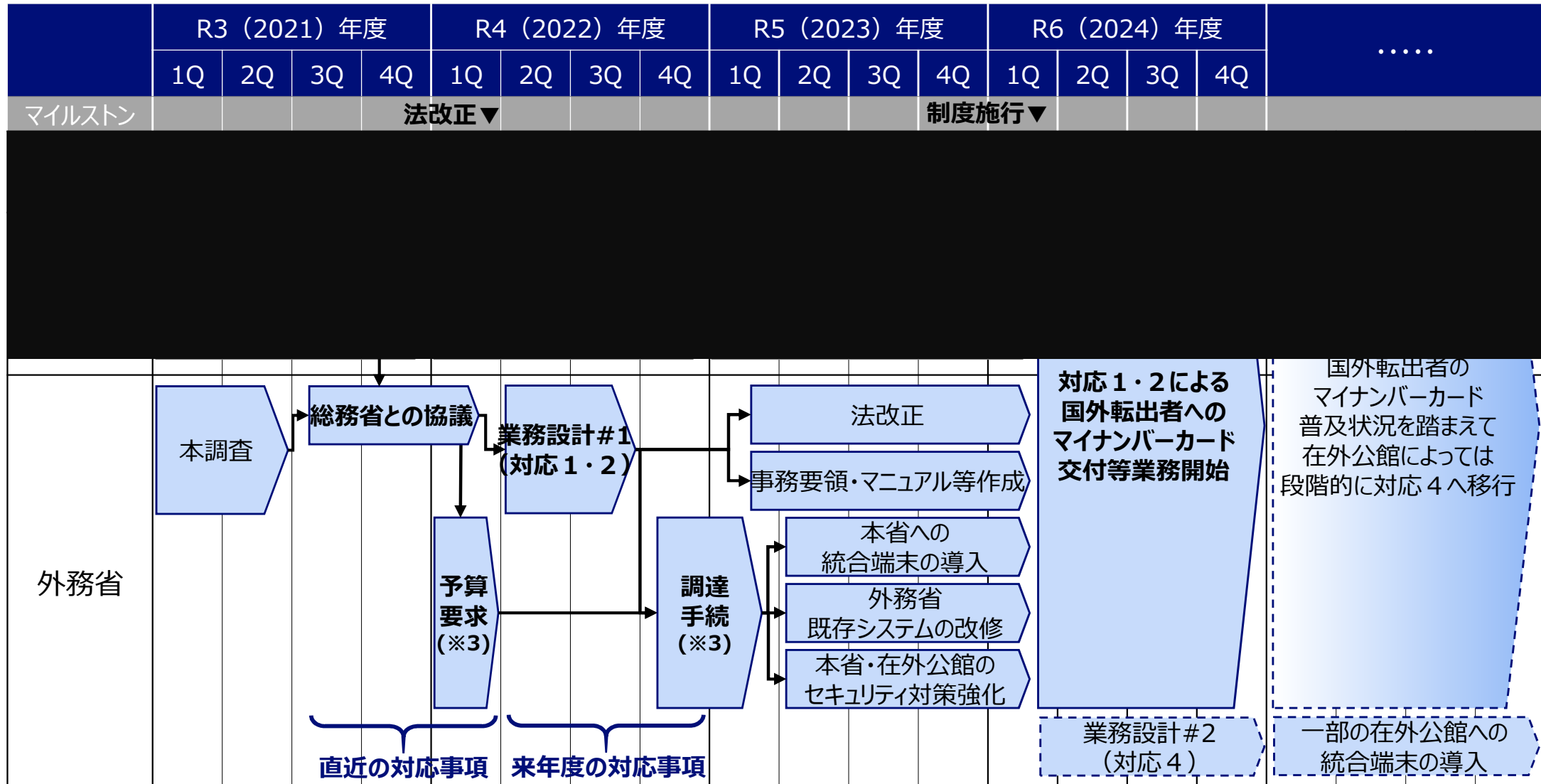
制度開始後、**最大約90万人の国外転出者に対してマイナンバーカード新規交付が発生する**。対応 3 は本省に最大約50人の専任体制が、対応 4 は在外公館で1日約3時間の作業が、それぞれ必要となる可能性がある。これらの統合端末を用いた作業は、現行法では委託不可とされている作業が大半を占める。

国外転出者に対するマイナンバーカード新規交付が落ち着いた後は、**各種有効期限切れに伴う年間約20万件強の更新作業が発生する**。

- 制度開始後、**最大約90万人の国外転出者へのマイナンバーカード新規交付を実施する必要があるが**、外務省に業務が集中する**対応 3 や対応 4 では円滑な体制確保は困難であり、対応 1・2 が妥当**であると考えられる。また、**対応パターンの違いによる国外転出者への影響はあまりない**。なお、対応 1・2 であっても、デジタル・ガバメント実行計画に掲げられてるとおり、在外公館と市町村との間でマイナンバーカード申請・交付等情報を共有するため、本省には統合端末（参照用）の導入が必要であると想定される。
- マイナンバーカードを持つ国外転出者の増加に伴い増加する電子証明書更新において、申請者の利便性向上を図るためには、即日交付が可能となる**対応 4 を採用することが望ましい**。このため、**国外のマイナンバーカード普及状況を踏まえて、マイナンバーカードの保有者が多い在外公館には統合端末を導入し、段階的に対応 4 を目指していくことが有効**である。

1. マイナンバーカード交付等業務

国外転出者へのマイナンバーカード交付等業務に係る中長期ロードマップ



(※3) 予算要求・調達手続の対象については、総務省との調整が必要。

1. マイナンバーカード交付等業務

外務省にて対応が必要な事項

■ 直近の対応事項

● 法改正に向けた総務省との協議

- 外務省の対応パターンについて総務省との協議・決定
 - 段階的に対応4を目指すことを視野に入れて、制度開始当初は対応1・2を採用する方針で協議
- 外務省・市町村・J-LISの役割分担の調整（※総務省へ確認票を提示中）
 - 在外公館における申請方式（申請時来庁方式 or 交付時来庁方式）
 - 国外転出者へのマイナンバーカード・各種通知書の送付
 - 手数料の徴収 等
- その他、制度全体に関わる総務省との検討（※総務省へ確認票を提示中）
 - 国外転出者によるオンライン申請の実現可否（不可の場合、申請時来庁方式が必須となり在外公館の負荷増）
 - 国外転出者が保有するマイナンバーカードの各種有効期限の扱い（申請件数に影響し、申請者・在外公館の負荷増）
 - 国外転出者と戸籍附票との紐付け方法
 - 国外転出者の住所地の収集・管理方法 等
- **令和5年度予算要求に向けた見積取得・予算要求**（※見積取得・予算要求の対象については、総務省との調整が必要）
 - 本省への統合端末の導入
 - 在外選挙事務のシステムと類似したマイナンバーカード等トラッキングシステムの開発
 - 本省及び在外公館でマイナンバーカード等を取り扱うにあたって必要となるセキュリティ対策

■ 来年度の対応事項

- **法改正の方針を踏まえた詳細な業務設計（対応1・2）**
- **業務設計に基づき、令和5年度に開発・整備が必要なシステムや備品等の調達手続**

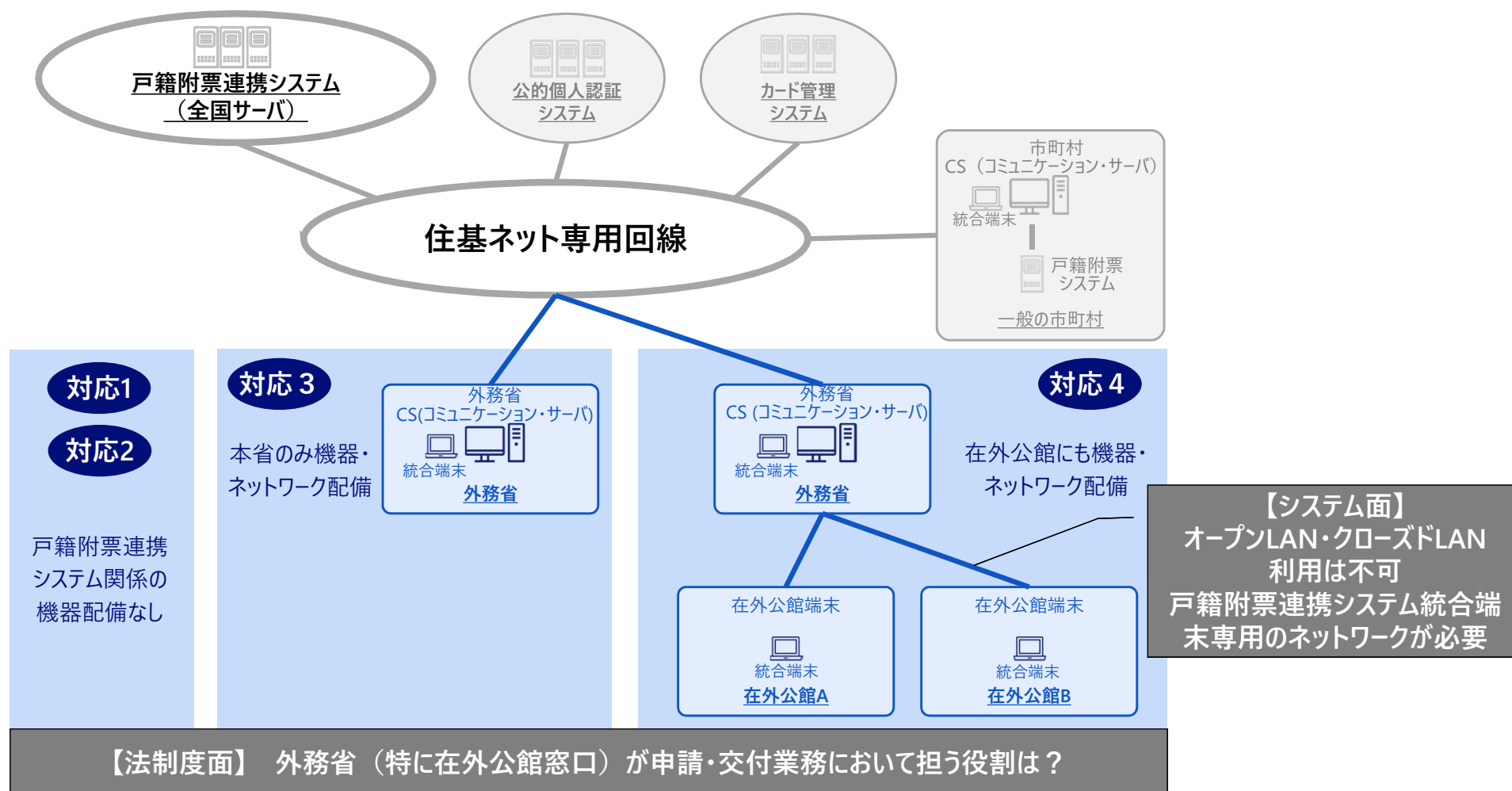
■ その他

- 将来的に在外公館に統合端末を導入することを見据えた、ネットワーク要件確認（※総務省へ確認資料を提示予定）

1. マイナンバーカード交付等業務

マイナンバーカード交付等業務のシステム連携に係る課題

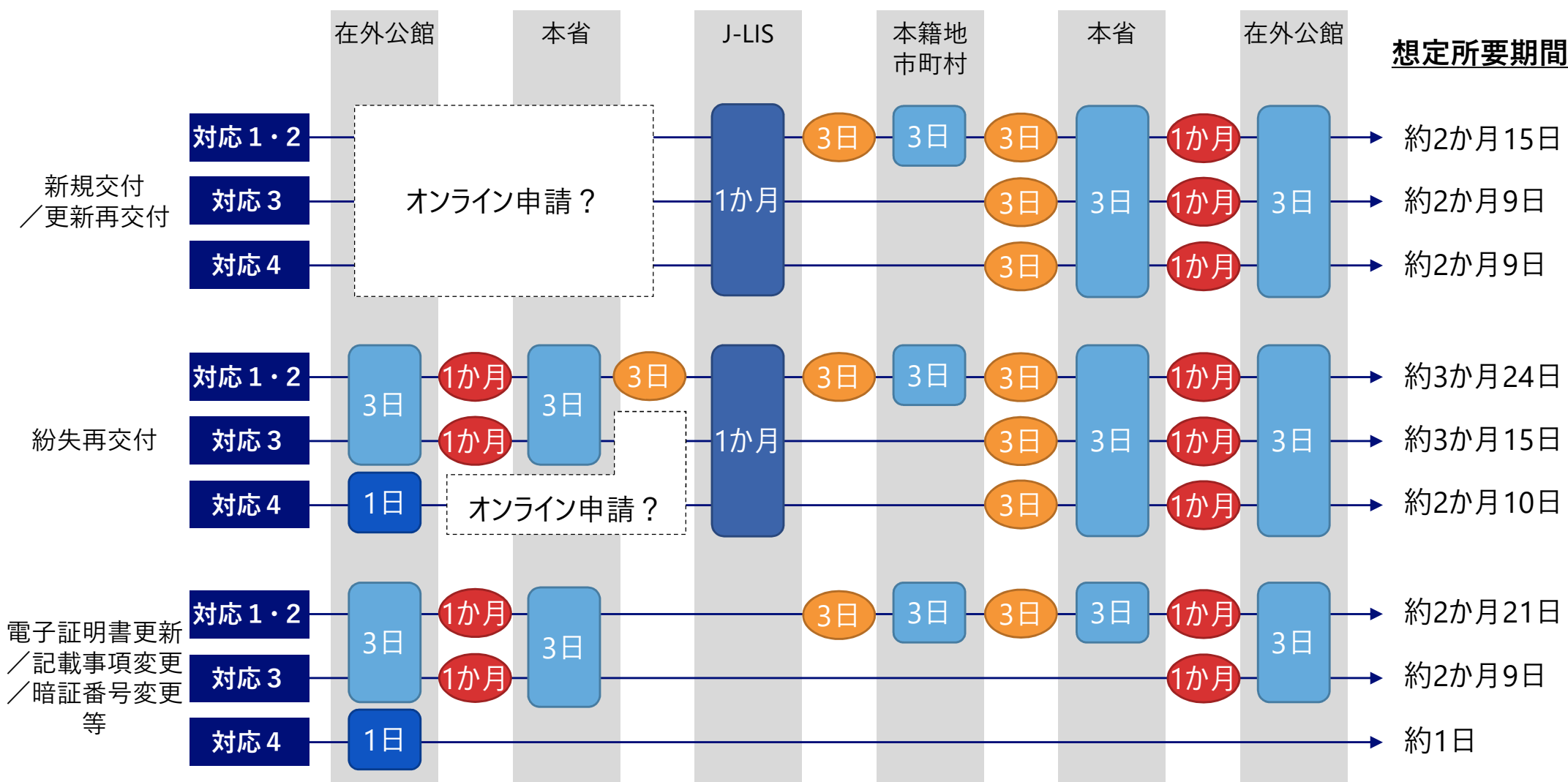
- 総務省・J-LISは、戸籍附票連携システムの統合端末を在外公館に設置可能との見解であるものの、既存ネットワーク（オープンLAN、クローズドLAN）以外の専用ネットワークで接続することを求めています。
- 法制度面では、国外転出者のマイナンバーカードは本籍地の市町村が交付することとなっており、外務省がどのような役割を担うことができるのか、今後、総務省との協議が必要です。



1. マイナンバーカード交付等業務

【ご参考】国外転出者の視点 ① 手続の所要期間

- 対応1・2と対応3では、所要期間に大差はないものと想定。
- 対応4では、特に電子証明書更新等を即日交付できるため、国外転出者のメリットが大きいと想定。



1. マイナンバーカード交付等業務

【ご参考】国外転出者の視点 ②出頭回数 ③コスト

- 郵便事情が良い地域では、対応パターンによらず、いずれの手続でも出頭回数1回と想定。
- 郵便事情が悪い地域では、対応パターン4のみ、電子証明書更新等のマイナンバーカードを預かる手続について即日交付が可能なため、国外転出者のメリットが大きいと想定。

オンライン申請が不可の場合、
在外公館への郵送申請を認めるか？

郵送費用は誰が
負担するのか？

各国の特徴	手続種別		申請時出頭	交付時出頭	出頭回数	備考
郵便事情が 良い地域	新規交付 ／更新再交付	申請時来庁方式	要	不要 (郵送)	1回	
		交付時来庁方式	不要 (※)	要	1回	オンライン申請が不可の場合 本方式はなし？
	紛失再交付		要	不要 (郵送)	1回	
	電子証明書更新／記載事項変更 ／暗証番号変更 等		要	不要 (郵送)	1回	
郵便事情が 悪い地域	新規交付／更新再交付 (交付時来庁方式のみ)		不要 (※)	要	1回	
	紛失再交付		要	要	2回	
	電子証明書更新／記載事項変更 ／暗証番号変更 等		要	要	2回 (1回)	対応4のみ即日交付が 可能なため1回

(※) オンライン申請が実現される場合

1. マイナンバーカード交付等業務

【ご参考】外務省の視点 ①業務量（件数）

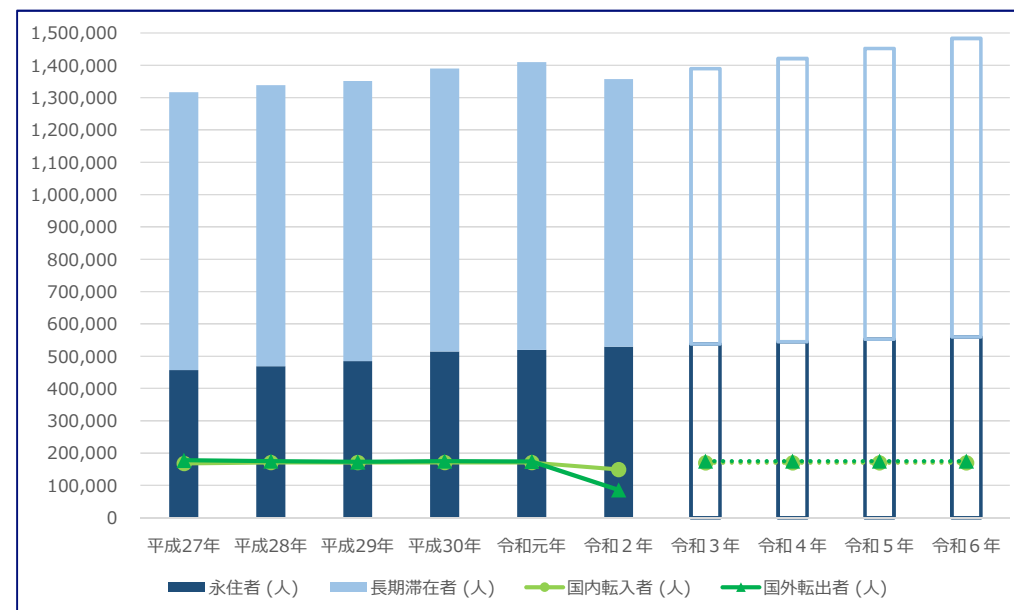
■ 試算に用いた数値の出所

- 永住者、長期滞在者：海外在留邦人数調査統計（外務省）
- 国内転入者、国外転出者：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

■ 試算の前提

- R3以降の永住者及び長期滞在者の人数は、コロナ禍（R2）前の5年間の平均増加数とする。
（永住者：約7,500人増/年、長期滞在者：約24,000人増/年）
- R3以降の国内転入者及び国外転出者の人数は、コロナ禍（R2）前の5年間の平均数とする。
（国内転入者：約170,000人/年、国外転出者：約175,000人/年）
- 国内転入者（約170,000人/年）と国外転出者（175,000人/年）の差である約5,000人/年を永住者とする。
- 国外転出者は、永住者を除き、5年程度で帰国（国内転入）するものとする。
- 令和4年度末時点で、国内のほぼ全国民にマイナンバーカードが普及しているものとする。

	永住者（人）	長期滞在者（人）	国内転入者（人）	国外転出者（人）
平成27年	457,084	859,994	167,523	177,397
平成28年	468,428	870,049	170,354	174,553
平成29年	484,150	867,820	171,093	172,536
平成30年	513,750	876,620	170,523	174,826
令和元年	518,883	891,473	170,377	174,448
令和2年	529,808	827,916	149,098	86,251



1. マイナンバーカード交付等業務

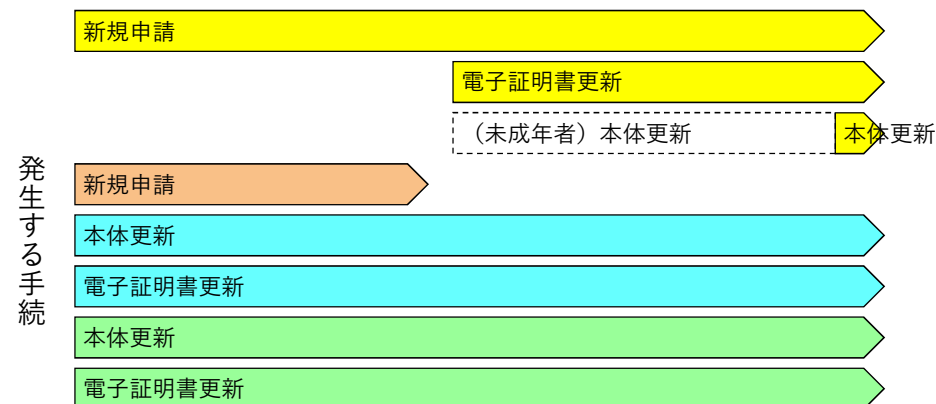
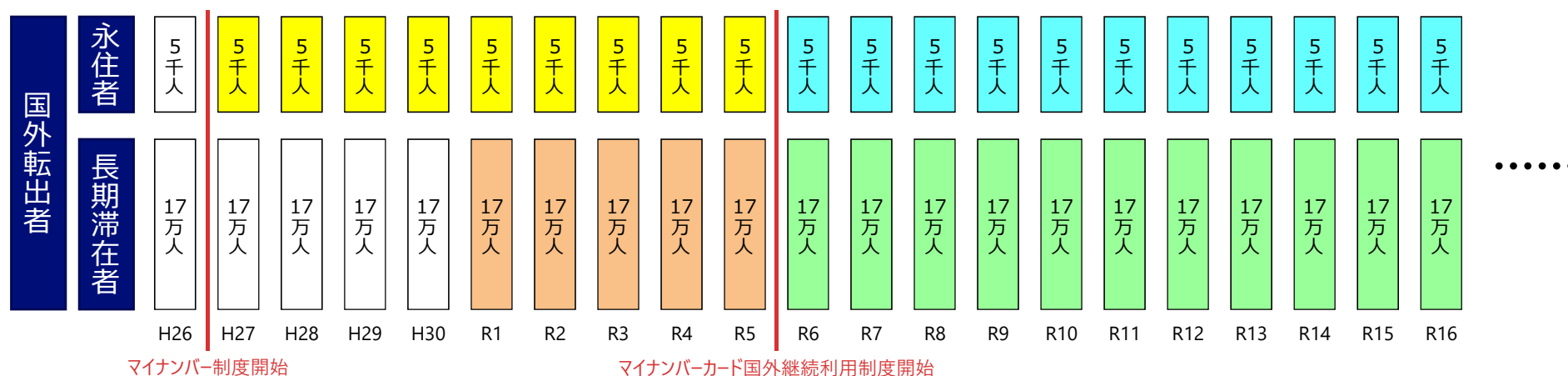
【ご参考】外務省の視点 ①業務量（件数）

■ 国外で新たにマイナンバーカードを作る人：約89万5千人

- H27～R5に国外転出した永住者
- R1～R5に国外転出した長期滞在者

■ 国内からマイナンバーカードを持って国外転出する人：約17万5千人/年

- R6以降に国外転出した永住者
- R6以降に国外転出した長期滞在者

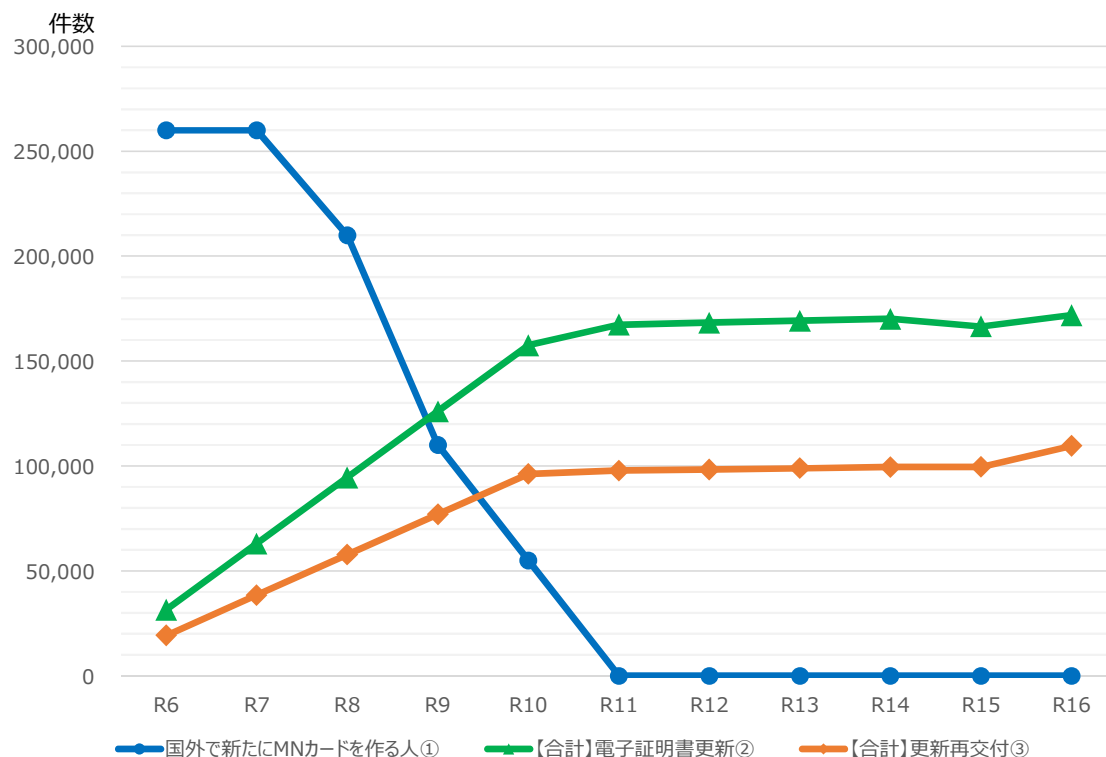


1. マイナンバーカード交付等業務

【ご参考】外務省の視点 ①業務量（件数）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
国外で新たにMNカードを作る人①	260,000	260,000	210,000	110,000	55,000	0	0	0	0	0	0
永住者	10,000	10,000	10,000	10,000	5,000	0	0	0	0	0	0
長期滞在者	250,000	250,000	200,000	100,000	50,000	0	0	0	0	0	0
電子証明書更新	0	0	0	0	0	9,000	9,000	9,000	9,000	4,500	9,000
更新再交付	0	0	0	0	0	1,000	1,000	1,000	1,000	500	10,000
国内からMNカードを持って行く人	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000
永住者	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
長期滞在者	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
電子証明書更新	31,500	63,000	94,500	126,000	157,500	158,400	159,300	160,200	161,100	162,000	162,900
更新再交付	19,250	38,500	57,750	77,000	96,250	96,800	97,350	97,900	98,450	99,000	99,550
【合計】電子証明書更新②	31,500	63,000	94,500	126,000	157,500	167,400	168,300	169,200	170,100	166,500	171,900
【合計】更新再交付③	19,250	38,500	57,750	77,000	96,250	97,800	98,350	98,900	99,450	99,500	109,550

※未成年者は1割と仮定



< 件数の試算結果 >

① 制度開始後、約90万件の新規交付が発生する。

②③ 制度開始後、マイナンバーカードを持って国外転出する人の増加に伴い、電子証明書更新やマイナンバーカード本体の更新再交付の件数が年々増加する。
ただし、国外転出者の大半を占める長期滞在者は5年間程度で帰国する想定のため、制度開始から一定期間経過後（5年間程度）は件数が横ばいとなり、永住者の増加に連れて微増傾向が続く。

1. マイナンバーカード交付等業務

【ご参考】外務省の視点 ①業務量（作業時間）

■ 国内におけるマイナンバーカード交付等業務の作業時間（視察結果に基づく目安）

		市区町村A	市区町村B	市区町村C	市区町村D	試算に用いる時間	対応1・2		対応3		対応4	
							在	本	在	本	在	本
新規交付	統合端末を使わない作業	約12~17分	約6分	約8分	約18分	10分×2回（※）	○		○		○	
	統合端末を使う作業	?	約4分	約6分	約16分	10分				○	○	
電子証明書更新	統合端末を使わない作業	?	?	?	?	10分×2回（※）	○		○		○	
	統合端末を使う作業	?	?	?	?	10分				○	○	
更新再交付	統合端末を使わない作業	約13分	約6分	約9分	約15分	10分×2回（※）	○		○		○	
	統合端末を使う作業	約15分	約7分	約6分	約6分	10分				○	○	
その他の仕分け等管理作業（全手続共通）		?	?	?	約10分	10分	○	○	○	○	○	○

（※）視察先の市区町村とは異なり、申請時来庁方式を採用した場合、申請時と交付時の2回、窓口業務が発生することを想定。

■ 外務省の対応パターンごとの作業時間（年間）の試算結果

1日あたり約3時間

1日あたり約398時間
（約50人の専任体制）

		令和6年度		令和11年度		令和16年度	
		在外公館（1公館あたり）	本省	在外公館（1公館あたり）	本省	在外公館（1公館あたり）	本省
対応1・2	新規交付	130,000時間（520時間）	43,333時間	0時間（0時間）	0時間	0時間（0時間）	0時間
	電子証明書更新	15,750時間（63時間）	5,250時間	83,700時間（335時間）	27,900時間	85,950時間（344時間）	28,650時間
	更新再交付	9,625時間（39時間）	3,208時間	48,900時間（196時間）	16,300時間	54,775時間（219時間）	18,258時間
	合計	155,375時間（622時間）	51,792時間	132,600時間（530時間）	44,200時間	140,725時間（563時間）	46,908時間
対応3	新規交付	130,000時間（520時間）	86,667時間	0時間（0時間）	0時間	0時間（0時間）	0時間
	電子証明書更新	15,750時間（63時間）	10,500時間	83,700時間（335時間）	55,800時間	85,950時間（344時間）	57,300時間
	更新再交付	9,625時間（39時間）	6,417時間	48,900時間（196時間）	32,600時間	54,775時間（219時間）	36,517時間
	合計	155,375時間（622時間）	103,583時間	132,600時間（530時間）	88,400時間	140,725時間（563時間）	93,817時間
対応4	新規交付	173,333時間（693時間）	43,333時間	0時間（0時間）	0時間	0時間（0時間）	0時間
	電子証明書更新	21,000時間（84時間）	5,250時間	111,600時間（446時間）	27,900時間	114,600時間（458時間）	28,650時間
	更新再交付	12,833時間（51時間）	3,208時間	65,200時間（261時間）	16,300時間	73,033時間（292時間）	18,258時間
	合計	207,167時間（829時間）	51,792時間	176,800時間（707時間）	44,200時間	187,633時間（751時間）	46,908時間

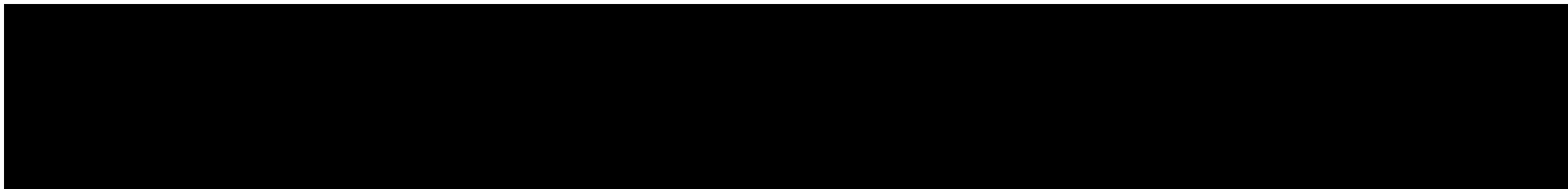
※上記に加えて、紛失再交付や記載事項変更、暗証番号変更等が一定数発生する。

1. マイナンバーカード交付等業務

【ご参考】外務省の視点 ②コスト

※本資料に記載している金額は、や市町村のヒアリング回答、現行ベンダの情報提供等を参考にした概算値。

■ (主に対応4) 住基ネットワーク用回線



■ (対応3、対応4) 統合端末

- CS (本省) ⇒ 初期費用2台2,000万円程度、保守200万円程度/年
- 統合端末・周辺機器 (在外公館 + 本省) ⇒ 賃貸借・保守1台あたり30万円程度/年

■ (対応1・2、対応3、対応4) 領事ポータル改修

- 住所意見照会 (在留邦人の住所確認用) ・トラッキングシステム ⇒ 初期費用2億円程度、運用費用5,000万円程度

■ その他

- J-LISへの委託費
- ファシリティ (入退室管理が可能な施錠部屋に統合端末を設置、マイナンバーカード等の文書は施錠キャビネ等で保管といった、技術的基準等に準拠したセキュリティ対策)
⇒ 市区町村への視察では、市区町村によって対策レベルが異なるように見受けられたため、詳細は総務省への確認が必要。
- 研修、内部監査
- 券面プリンター? ⇒ 賃貸借・保守1台あたり30万円程度/年
- 顔照合システム? ⇒ 賃貸借・保守1台あたり8万円程度/年
- 暗証番号設定用ディスプレイ? ⇒ 賃貸借・保守1台あたり3万円程度/年
- 申請サポート、ヘルプデスク? ⇒ 業務委託1億円程度/年

1. マイナンバーカード交付等業務

【ご参考】デジタル・ガバメント実行計画における本プロジェクトの概要

72. 地方自治体・在外公館間のマイナンバーカード申請・交付等情報の共有
(◎外務省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
地方自治体から在外公館 へのマイナンバーカード 申請情報の共有	—	申請等	地方等	国	—
在外公館から地方自治体 へのマイナンバーカード 交付等情報の共有	—	申請に 基づく 処分通 知等	国	地方等	—

(2) 取組内容

マイナンバーカード・電子証明書は、住民票を基盤とした制度に基づき発行されている。住民票は国外転出時に消除され、カードを返納するため、現在、国外転出者は利用できない。

2019年（令和元年）5月、マイナンバーカードの国外継続利用に向け、住民票に代わり戸籍の附票を認証基盤とする等の法的整備として、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が公布された。同法による改正後の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）等において「マイナンバーを付番された者が、デジタル手続法の公布日から起算して5年を超えない範囲において、政令で定める日から国外転出後もマイナンバーカードの利用が可能」とすることとされていることから、地方自治体と外務省間でマイナンバーカードの申請・交付情報を共有するシステムを整備し、（1）に記載した手続についてオンラインによる共有を可能とすることで、利用者が利用しやすい環境を構築することを検討する。

KPI：オンラインによる共有の割合（2024年度（令和6年度）：100%）

出所）『デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日 閣議決定）』に基づき弊社加工

2. 在留状況のアップデートに関する調査

2. 在留状況のアップデートに関する調査

在留届の精度向上に係る方針の整理

- 在留届の精度向上に活用が見込まれるシステム・サービスとして、以下の4 つについて整理しました。
- いずれのサービスにも実現に向けた課題が存在しますが、システムの機能的な課題については、システム開発元に機能追加を要求することでConsを極小化していくことも必要だと考えます。

凡例) **赤文字**：システムの機能的な課題
青文字：法律・業務的な課題

	Pros	Cons	その他
戸籍附票連携システム	在留届の情報だけで照会が可能	- 住基法の別表への記載が必要 - 情報を一意に特定できない - 情報の一括照会ができない？	システム設計中
住基ネットワークシステム	- 在留届の情報だけで照会が可能 - 情報の一括照会が可能（外部媒体経由）	- 住基法の別表への記載が必要 - 情報を一意に特定できない	システム稼働中
情報提供NW	- 情報を一意に特定できる - 情報の一括照会が可能	- 照会先の市区町村を指定する必要があり、現実的に照会困難 - マイナンバー法の別表への記載が必要 - 在留邦人へのマイナンバーが付番が進んでおらず、照会対象の母数が少ない - 照会にあたってマイナンバー収集が必要	システム稼働中
公的個人認証サービス	- 法改正が不要 - 情報を一意に特定できる - 情報の一括照会が可能	- 在留邦人へのマイナンバー付番及びマイナンバーカードの交付が進んでおらず、照会対象の母数が少ない - 照会にあたって、マイナンバーカードの電子証明書の収集が必要	システム稼働中

検討の方針

現在設計中のため、必要な機能を追加してもらえるよう総務省に要望を提示することで、Consを極小化できないか

戸籍附票連携システムと同じだが、すでに開発済みのシステムであり、機能追加への柔軟性が低いと想定される

システムの機能的に実現性が低いうえ、在留邦人へのマイナンバー付番も進んでいないため、活用には適さない

在留邦人へのマイナンバーカード交付が進んだ段階で、活用を再検討

2. 在留状況のアップデートに関する調査

在留届の精度向上に活用が見込まれる各種システム・サービスの整理

	戸籍附票連携システム	住民基本台帳ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステム	公的個人認証サービス
利用イメージ	総務省・J-LISが管理する戸籍附票連携システムにアクセスし、戸籍の附票情報を取得する	総務省・J-LISが管理する住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスし、国内に住民票のある個人の基本4情報を取得する	総務省が管理する情報提供ネットワークシステムを介して、各市区町村の住民記録システム（住民基本台帳ネットワークシステムとは異なる）にアクセスし、各市区町村が保有する住民の世帯番号等を取得する	公的個人認証サービスを用いて、J-LISが保有する電子証明書の失効状態を確認する
在留邦人情報の取得先および取得できる情報	・基本4情報 (氏名、生年月日、性別、住所) ※海外の場合、住所は記載されず“海外”と記載される	・基本4情報 (氏名、生年月日、性別、住所) ・住民票コード	・世帯番号 ・世帯主との続柄コード 等 ※4情報等の個人を特定できる情報は取得不可	・署名用電子証明書および利用者証明用電子証明書の失効情報
検索キー	・基本4情報 ※在留邦人の場合、住所以外の3情報	・基本4情報 ・住民票コード	・個人番号	・マイナンバーカード（電子証明書）
取得できる情報の範囲	国外転出済みの場合でも情報取得可能	国内に住民票がある場合のみ情報取得可能	問い合わせ先の市区町村に住民票がある場合のみ情報取得可能	マイナンバーカード（電子証明書）保有者の情報のみ取得可能
使用する回線の要件	専用線または閉域網（IP-VPN、広域イーサ） ※現行の住基回線と同レベルのセキュリティ確保が前提		・中間サーバから情報提供NWシステムまでは政府共通NW/LGWAN回線 ※業務システムと中間サーバの接続も可	インターネット回線
照会方式	・端末から照会対象の情報を1件ずつ入力して検索	・外部媒体による一括ファイル検索	・ファイルで一括照会が可能	・ファイルで一括検索が可能
手数料	・照会1件あたり10円		－ ※照会ごとの手数料は不要だが、システム構築・維持のコストは必要	各失効情報の照会手数料は以下 ・署名用電子証明書：20円/件 ・利用者証明用：2円/件 ※なお、外務省で利用するのは署名用電子証明書の想定
法改正の必要性	在留届に係る業務での利用にあたって法改正（住基法の別表への記載）が必要となる		マイナンバーによる照会となり、法改正（番号法の別表2への記載）が必要となる	※法改正は不要だが外務省独自にシステム構築する場合はJ-LISの認定が必要
照会にあたっての留意事項	・在留届の情報があれば検索可能 ※ただし在留邦人の情報を検索する場合、氏名、生年月日、性別の3情報での照会となるため、個人を一意に特定できない可能性が高い		・在留邦人にマイナンバーが付番されたうえで、外務省が在留邦人のマイナンバーを収集・保管しておく必要がある	・在留邦人がマイナンバーカード（電子証明書）を取得したうえで、外務省が電子証明書を収集・保管しておく必要がある
他組織における活用事例	－ ※現在構築中のシステムのため事例なし	・日本年金機構における現況確認業務 ※住民票コードで検索し、住所変更・氏名変更等を検知	・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務等 ※社会保障の給付等において、世帯が同一であるかの審査に活用	・民間事業者等による現況確認業務 ※失効情報を照会し、住所変更・氏名変更等を検知

2. 在留状況のアップデートに関する調査

各種システム・サービスの在留届精度向上効果

■ 各システム・サービスについて、在留届の精度向上に期待される効果をパターン別に整理しました。

大分類	小分類	戸籍附票連携システム	住民基本台帳ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステム	公的個人認証サービス
外務省が照会できる対象		在留届を提出している人の情報を照会可能 ※戸籍を有する人の情報を照会可能 【照会可能の場合】 ・住所情報によって帰国を判断 【照会不可の場合】 ・どのような条件で照会不可になるかを総務省に確認中	在留届を提出している人の情報を照会可能 ※住民票を有する人の情報を照会可 【照会可能の場合】 ・住民票が存在＝帰国済み 【照会不可の場合】 ・死亡or国籍喪失or国外転出であり、在留届の消除可否は判断できない	マイナンバーが付番されており、かつ、外務省にマイナンバーを提出している人の情報を照会可能	マイナンバーが付番されており、マイナンバーカード（電子証明書）を取得済みで、かつ、外務省に電子証明書を提出した人の情報を照会可能
在留届を提出していない		情報照会に対して結果を返す仕様のため、外務省が対象者の4情報を把握していないと情報照会ができない		情報照会に対して結果を返す仕様のため、外務省が対象者のマイナンバーを保有していないと情報照会ができない	情報照会に対して結果を返す仕様のため、外務省が対象者の電子証明書を保有していないと情報照会ができない
在留届を提出している	変更届を提出していない	システム上に海外住所を保有していないため、海外から海外への転居は検知できない			
	帰国届を提出していない	附票上の住所が日本国内になっている人を、帰国届の未届の可能性のある人として検知できる ※ただし、氏名、生年月日、性別の3情報での照会となるため、一意に特定できない可能性が高い。また、名前の表記の揺れの影響も受ける。	住基システムから照会結果が返ってきた場合、日本に帰国している可能性のある人として検知できる ※ただし、氏名、生年月日、性別の3情報での照会となるため、一意に特定できない可能性が高い。また、名前の表記の揺れの影響も受ける。	照会結果が返ってきた場合、日本に帰国している可能性がある人として検知できる ※ただし、全自治体への個別問い合わせが必要となり、実現可能性が低い	署名用電子証明書が失効している人を、日本に帰国している可能性のある人として検知できる

※なお、いずれのシステム・サービスも、照会対象者が帰国済みかどうかを断定はできないため、個別の確認が必要

2. 在留状況のアップデートに関する調査

戸籍附票連携システムに求める要件

- 前述のとおり、戸籍附票連携システムについてはシステムの機能が課題の大部分を占めているため、システム開発元である総務省に機能追加を要求していくことも必要であると考えます。
- 在留届の精度向上に活用する場合に、戸籍附票連携システムに求める要件案を以下に記載します。

戸籍附票連携システムに求める要件案

No.	分類	概要	背景・理由
1	情報検索の単位	検索対象の情報を1件ずつ入力して検索する方式ではなく、複数の対象者を一括で検索できるインターフェースを構築する。	多数の在留邦人の情報を検索することも考えられるため、複数の対象を一括で照会できるインターフェースを構築することで運用の負荷を削減したい。
2	情報検索の方法	戸籍附票連携システムで対象者を検索する際に、住所が「海外」となっている人だけを対象に検索できる絞り込み機能を追加する。	在留邦人の情報を検索する場合、住所を除く3情報での検索となるが、その場合、同姓同名・同生年月日の個人が複数存在する等により個人を一意に特定できない可能性があるため。
3	戸籍附票連携システム側での住所情報の変更検知および通知	戸籍附票連携システム内の住所情報が、国内から海外もしくは、海外から国内に変わったことを検知し、外務省側に都度通知する機能を追加する。	在留届の精度向上に活用するためには、在留届を提出していない人および、帰国届を提出していない人を検知することが求められる。外務省側から戸籍附票連携システムに照会をかける場合、外務省が保持している4情報をもとに照会することが前提となり、検知できる対象が限られてしまうため、戸籍附票連携システム側に機能を設けることで網羅的に検知したい。 ※情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおいては、プッシュ型通知の検討・実施がデジタル・ガバメント実行計画に記載されており、2021年度中の検討、2022年度中の法案提出が目標されている認識です。これを踏まえ、戸籍附票連携システムにも同様の機能を実現することが望ましいと考えます。